

令和4年3月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、女性活躍推進法（注1）に基づき、下記の通り一般事業主行動計画（注2）を作成しました。

当社の従業員の皆さんにおかれましては、行動計画の達成に向けご理解とご協力をお願い致します。

注1：女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（以下、女性活躍推進法という。）が平成28年4月より全面施行されています。

注2：現在、従業員数301人以上の企業に行動計画作成の義務付けがされていますが、2022年4月より従業員数101人以上300人以下の企業にも行動計画策定・情報公表義務の対象が拡大します。

当社の行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 採用者に占める女性割合が低い。
- (2) 女性社員が少ない

3. 目標と取組内容

目標：女性労働者を計画期間中に3名採用する。

【取組内容】

- ・ 広報媒体や説明会等を通じて、当社の仕事の魅力や両立支援制度の利用状況等を積極的に発信する
- ・ 採用イベント（説明会、インターンシップ等）で女性社員との話す機会を設ける。